

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2025-009

申 立 人：X
申立人代理人：弁護士 野条泰永

被 申 立 人：公益財団法人全日本スキー連盟 (Y)
被申立人代理人：弁護士 生田 圭

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 申立人の本件仲裁申立てをいずれも棄却する。
- 仲裁申立料金 55,000 円は申立人の負担とする。

理 由

第1 当事者の求めた仲裁判断

1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

- 令和7年10月30日付で被申立人が行った、申立人の別紙表記載の大会への参加許可申請を却下する旨の決定（以下「本件決定」という。）を取り消す。
- 被申立人は、申立人について、別紙表記載の大会へ参加登録せよ。

2 被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

- 申立人の申立てを却下又は棄却する。
- 仲裁申立料金は申立人の負担とする。

第2 仲裁手続の経過

本件仲裁手続の経過は、別紙記載のとおりである。

第3 事案の概要

本件は、国際スキー連盟（International Ski Federation。以下「FIS」という。）公認のクロスカントリースキー競技である FIS クロスカントリーワールドカップ第1ピリオドの大会（以下「本件大会」という。）について、各大陸別カップAクロスカントリー競技の2024/2025シーズン総合優勝者である申立人が、FIS クロスカントリーワールドカップ規則 2.2.4 条に基づき、2025/2026 シーズンのワールドカップ第1ピリオドにおける個人の出場枠（追加枠）を獲得したと主張し、その枠に基づいて本件大会への参加を希望した。これに対して被申立人は、申立人の本件大会への参加許可申請を却下する本件決定を行ったことから、

申立人が、①本件決定の取消しを求めるとともに、②被申立人に対し、本件大会への申立人の参加登録をすべきことを求めた事案である。

第4 判断の前提となる事実

本仲裁において、当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨に基づき認められる事実は、以下のとおりである。

1 当事者及び仲裁合意

申立人は、クロスカントリースキー競技の選手であり、日本スポーツ仲裁機構スポーツ仲裁規則（以下「スポーツ仲裁規則」という。）第3条第2項に定める「競技者」に該当する。

被申立人は、日本国内のスキー競技の普及・発展を図ることを目的とする公益財団法人であり、スポーツ仲裁規則第3条第1項に定める「競技団体」に該当する。被申立人は、主に総務本部、競技本部、教育本部等によって構成されており、クロスカントリースキーワールドカップ代表選手の審議・決定は、競技本部内のクロスカントリー委員会によって行われる。

被申立人の会員登録規程第3条第4項には、「前条第1項の会員については、本連盟の決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って解決されるものとする。」との規定があり、これにより、申立人と被申立人との間には、本件決定に関する紛争をスポーツ仲裁によって解決するとの仲裁合意が存在すると認められる（甲7）。

2 事実の経緯

（1）ワールドカップにおける出場枠・追加枠の制度

FISは、FIS公認大会に出場した選手に対し、その成績に応じてFISポイントを付与し、一定期間ごとにポイントリストを作成している。ワールドカップの国別出場枠は、前シーズン終了時点のFISポイントに基づき、所定の基準を満たす選手の数に応じて各国に割り当てられる。

これとは別に、FISクロスカントリーワールドカップ規則（Rules for the FIS Cross-Country World Cup 2025/26。以下「WC規則」という。）においては、いわゆる「追加枠（extra quotas）」が定められている。すなわち、WC規則2.2.4条は、前シーズンにおける各大陸別カップ（以下「COC」という。）総合優勝者（overall winners of the COC）に対し、翌シーズンのワールドカップ第1ピリオドにおける個人名義の追加出場枠（nominative quota）を付与する旨を定めている（甲4）。

各大陸別カップAは、このCOCの一つとして位置づけられており、その総合優勝者は、WC規則2.2.4条に基づき個人としてワールドカップ第1ピリオドへの出場権を有するものとされている（甲4）。

申立人は、2024/2025シーズンの各大陸別カップAクロスカントリー競技において総合優勝を果たしており、WC規則2.2.4条の定めに従えば、2025/2026シーズンのワールドカップ第1ピリオドにおいて個人としての追加出場枠を有していると解される。

一方で、FIS国際スキー競技規則（THE INTERNATIONAL SKI COMPETITION RULES。以下「ICR」という。）215.3条によれば、国際大会へのエントリー（参加申込み）を行う権限は、各国のスキー統括団体（National Ski Association、被申立人）に専属すると規定され

ている。すなわち、個々の選手が FIS に対して直接エントリーを行うことは認められておらず、ワールドカップへの参加は、被申立人を通じて行われるエントリーを前提としている（乙 7）。

（2）被申立人の国際主要大会参戦基準

被申立人は、2025/2026 シーズンの国際主要大会参戦基準（以下「本件参戦基準」という。）を策定し、2025 年 8 月に公表した。本件参戦基準のうち、クロスカントリー競技のワールドカップ参戦基準は、要旨以下のとおりである。

ワールドカップ

- ① SAJ 強化指定 S・A ランク
 - ② 2024/2025 シーズン WC/WSC30 位以内を獲得した選手
 - ③ 2024/2025 シーズン U23 世界選手権 20 位以内を獲得した選手
 - ④ 2024/2025 各大陸別カップ A カップリーダー
 - ・ワールドカップ第 1 ピリオドの開幕戦（FIN・Ruka）へ参戦
 - ・ただし⑤の対象レースの全てにおいて日本人選手 5 位以内であること
 - ⑤ SAJ 強化指定選手のうち、11 月国外対象レースにおいて 10 位以内（1 レース）の成績を獲得し、獲得合計 FIS ポイントの上位者（上位 2 レース平均）男女各 1 名
- ※対象レースは（SWE）Gaellivarepremiaeren 11 月 21 日 10kmCL、11 月 22 日 10kmCL、11 月 23 日 10kmF
- ⑥ 2025/2026 各大陸別カップ A カップリーダー

これに対し、1 年前の 2024/2025 シーズンの参戦基準（以下「前年度基準」という。）においては、「ただし⑤の対象レースの全てにおいて日本人選手 5 位以内であること」との要件は設けられていなかった（甲 3）。当該要件は、2025/2026 シーズンの本件参戦基準において新たに追加されたものであり（甲 2）、その公表が 2025 年 8 月であることからすると、申立人が各大陸別カップ A 総合優勝を果たした後に導入された要件である。

（3）申立人による参加許可申請と本件決定

申立人は、各大陸別カップ A 総合優勝により WC 規則 2.2.4 条に基づく個人の追加出場枠を獲得したことを前提に、本件大会を含むワールドカップ第 1 ピリオド 3 戰への出場を希望した。申立人は、自身の所属連盟である福井県スキー連盟を介し、2025 年 10 月 28 日、被申立人に対して本件大会等への参加許可申請を行った（甲 5）。

被申立人は、他方で、本件参戦基準④にいう「ただし⑤の対象レースの全てにおいて日本人選手 5 位以内であること」の要件を申立人が満たしていないことから、本件参戦基準上、申立人を本件大会に派遣することはできないと判断し、2025 年 10 月 30 日付で、申立人の本件大会への参加許可申請を却下する本件決定を行った（甲 8、乙 4）。

なお、被申立人は、本件とは別に、一般競技者及び強化指定 D ランク選手が海外の FIS 公認大会に参加するための手続として「2025/2026 競技種目別許可基準」（以下「許可基準」という。）を定めており、同基準において、世界選手権（WSC）、ワールドカップ（WC）、ジュニア世界選手権（WJC）については「申請不可カテゴリー」として取り扱っている。福井県スキー連盟は、2025 年 10 月 23 日、被申立人に対し、「2025/2026 海外 FIS 公認大会

「参加許可申請書」を提出し、その対象大会にワールドカップ Ruka 大会を含めたが、被申立人は、ワールドカップについては申請不可カテゴリーであることを理由として当該部分に取消線を付し、それ以外の大会についてのみ承認印を押して返送した（乙 6、甲 8）。

（4）本件仲裁申立て

申立人は、被申立人会員登録規程第 3 条第 4 項に基づき、本件決定は、①総合優勝により個人名義の追加出場枠を有する申立人をワールドカップに派遣しない点で著しく合理性を欠き、②また、各大陸別カップ A 総合優勝者に対して新たに「対象レース全て日本人 5 位以内」という条件を課す本件参戦基準自体が不利益変更であり、著しく合理性を欠く、として、本件決定の取消し及び本件大会への参加登録を求める本件スポーツ仲裁の申立てを行った（申立書、申立補充書別紙、申立人主張書面）。

第 5 争点

本件における争点は以下のとおりである。

1 本案前の争点

- （1）被申立人の決定と無関係に被申立人に作為を求める申立ては許容されるかどうか
- （2）本件仲裁申立てには申立ての利益があるかどうか

2 本案の争点

- （1）本件決定が著しく合理性を欠くかどうか

ア 本件決定は選手の大会出場権利を制限することになるが、この制限の正当化の客観的な根拠を欠くという理由から、著しく合理性を欠くかどうか（争点①）

イ 本件参戦基準④但書の追加は基準自体の合理性を著しく損なうものかどうか（争点②）

第 6 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1 本案前の主張に対する判断

- （1）本件決定が被申立人会員登録規程第 3 条第 4 項にいう「本連盟の決定」及びスポーツ仲裁規則第 2 条第 1 項にいう「決定」に該当するかどうか

被申立人は、申立人が福井県スキー連盟を通じて提出した「2025/2026 海外 FIS 公認大会参加許可申請書」は、「2025/2026 競技種目別許可基準」（乙 3）において「申請不可カテゴリー」とされているワールドカップに関わるもので、不許可は当然のことと、請求の趣旨（1）は理由がないことは明白で、申立ては棄却（却下）されるべきであり、大会への参加許可を求める請求の趣旨（2）についても、被申立人の決定と関係なく、被申立人に作為を求めるものであるから、申立自体が失当であり、却下されるべきであると主張する（答弁書 8 頁）。

しかしながら、かかる「本連盟の決定」や「決定」の該当性は、競技団体の行為の形式・名称・手続によって判断されるべきではなく、その実質において判断されるべきである。その上で、その判断においては、競技者等の法的地位又は地位に実質的な影響を及ぼすも

のであるか否かという基準が用いられるべきである（JSAA-AP-2022-004 号仲裁事案、JSAA-AP-2020-003 号仲裁事案、JSAA-AP-2019-007 号仲裁事案、JSAA-AP-2022-013 号仲裁事案）。

クロスカントリーの国際的な選手としてワールドカップは極めて重要な大会であるが、本件決定は、実質的に、冬季オリンピック大会の出場も左右する最高峰の国際大会に出場することができなくなるという重大な不利益を申立人に及ぼすものであり、まさに競技者等の法的地位に実質的な影響を与えるものであるといえる。したがって、本件決定が、被申立人選手登録規程第3条第4項に定める「本連盟の決定」及び規則第2条第1項に定める「決定」に該当することは明らかである。

また、申立ての趣旨(2)である「被申立人に対し申立人の大会参加登録をすべきことを命ずる」ことを求めている点については、スポーツ仲裁規則第2条第1項が「競技団体の決定に不服がある場合」に仲裁申立てが許されると定めていることに照らすと、競技団体の一定の決定の有効性を争うことを超えて、競技団体に対し積極的作為を命ずることの可否については、スポーツ仲裁に内在する問題があり、どこまで被申立人に作為を命じる権限や機能があるかでは争いがある。そこで、本件では、いずれにせよ本件決定及び本件参戦基準の適法性・合理性の有無が中心的な争点であり、これを検討した結果により、その成否も自ずと決することとなるから、以下では本件決定及び本件参戦基準の合理性について判断することにする。

（2） 本件仲裁申立てには申立ての利益があるかどうか

被申立人は、仮に被申立人が大会への参加を許可したとしても、申立人自身がエントリーできるわけではなく、その意味でも申立てに意味はなく、申立人に申立ての利益が欠けているから却下されると主張する（答弁書8頁）。

しかし、本件決定が取り消された場合、その結果として申立人が本件大会に出場できる可能性があるのであれば、申立ての利益としてはこの点だけでも十分である（JSAA-AP-2022-013）。しかも、本件申立てにおいては、本件決定の取消しだけではなく（請求の趣旨（1））、申立人がワールドカップに出場することの登録も請求しているのである（請求の趣旨（2））、併せて認められれば申立人が求めている一連の本件大会に出場できることになる以上、申立ての利益を欠くことにはならない。

2 本案に対する判断

（1） スポーツ仲裁における判断の基準

本件のように国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、当機構における過去の仲裁判断においては、概ね次のような判断基準が示されている。すなわち、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、又は④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反し、もしくは著しく合理性を欠く場合において、これを取り消すことができると解すべきである。」というものである（JSAA-AP-2003-001号（ウェイトリフティング）、JSAA-AP-2003-003号（身体障害者水泳）、JSAA-AP-2004-001号（馬術）、JSAA-AP-2009-001号（軟式野球）、

JSAA-AP-2009-002 号（綱引）、JSAA-AP-2011-001 号（馬術）、JSAA-AP-2011-002 号（アーチェリー）、JSAA-AP-2011-003 号（ボート）、JSAAAP-2013-003 号（水球）、JSAA-AP-2013-004 号（テコンドー）、JSAA-AP-2013-023 号（スキー）、JSAA-AP-2013-022 号（自転車）、JSAA-AP-2014-003 号（テコンドー）、JSAA-AP-2014-007 号（自転車）、JSAA-AP-2014-008 号（ホッケー）、JSAA-AP-2015-002 号（ホッケー）、JSAA-AP-2015-003 号（ボート）、JSAA-AP-2015-006 号（バレーボール）、JSAAAP-2016-001 号（自転車）、JSAA-AP-2016-006 号（柔道）、JSAA-AP-2020-001 号（パラ水泳）、JSAA-AP-2020-003 号（知的障がい者卓球）、JSAA-AP-2022-001 号（パラバドミントン）、JSAA-AP-2023-002~005（身体障害者アーチェリー）、JSAA-AP-2024-011 号（空手）等。

本件スポーツ仲裁パネルも、基本的にこの基準が妥当であると考える。したがって、本件においても、上記基準に基づき、本件決定及び本件参戦基準の合理性について検討する。

（2）争点に関する当事者の主張

本件では、申立人は、2024/25 シーズンの各大陸別カップ A カップの総合優勝者として申立人に付与されたワールドカップ第 1 ピリオドへの出場権は、属人的権利であるにもかかわらず、①Gaelliveare premiaeren 2025 11 月 21 日 10km CL、11 月 23 日 10km F に出場し日本人選手 5 位以内であること、②出場対象レースは第 1 ピリオドのうちルカのみ、という制限を加えるものであり、本件決定自体が、各大陸別カップ A 総合優勝者に与えられるべき出場機会を否定する点で、権利制限の正当化の客観的な根拠を欠き、著しく合理性を欠くと主張した（主張書面 4~5 頁）（上記基準②）。

また、被申立人が定める国際主要大会への派遣基準、推薦基準は、内容の客観性、合理性に加えて策定手続の透明性が求められるというべきところ、前年シーズンの各大陸別カップ A カップ総合優勝者が決定して以降の時期に、何らの事前の予告もなく FIS から付与されるワールドカップ出場権を制限するような参戦基準の不意打ち的な不利益変更を行ったことについては、手続の透明性、適正さを著しく欠く。したがって、本件参戦基準のうち各大陸別カップ A カップリーダーに対する要件部分が不利益変更に当たり、派遣基準、推薦基準の出場権の制限・加重は、手続の透明性、適切さを欠き、基準（規則）の不利益変更は（主張書面 11~12 頁）著しく合理性を欠くと主張する（上記基準④）。

これに対し、被申立人は、2025 年 8 月に本件ワールドカップ参戦基準（甲 2）が公表されて以降、その内容に基づいて国際大会への参加に向けて努力を続けている多くの選手が存在し、手続の公正を確保する観点及び選手間の公平という観点から、本件ワールドカップ参戦基準そのものの合理性は、本件仲裁手続において問われるべきではないと反論する（答弁書 9 頁）。

また、国際主要大会参戦基準は、事実上、前シーズンの基準から若干の変更が加えられることもあるものの、各種目のナショナルチームが国際大会で成果を出すためにそれぞれのシーズンにおけるチーム戦略に基づいて策定するものであって、前シーズンの基準から大幅な変更があったとしても、それは被申立人の裁量に委ねられている（答弁書 10 頁）。

したがって、申立人が WC 規則 2.2.4 条による権利を有するとしても、他方で、ICR215.3 条により国際大会に対するエントリー権限が各国スキー連盟に専属し、本件参戦基準に基づき日本代表チームとして派遣選手を決定する裁量を有し、本件決定は合理的であって、国際主要大会参戦基準はシーズンごとのチーム戦略や国際大会のスケジュール、選手層や予算等を総合考慮して策定されるものであり、前シーズンからの変更があったとしても、

その限りで被申立人の合理的裁量の範囲内であり、被申立人に裁量権の逸脱・濫用はない」と主張する（答弁書13頁）。

（3）争点に対する判断

本件では、被申立人の内部手続に違反があること（上記基準①・③）については、特段の主張・立証はされていない。そこで、本件スポーツ仲裁パネルは、主として、① 本件決定が著しく合理性を欠くかどうか（争点①）、② 本件参戦基準のうち問題とされている要件が規則として著しく合理性を欠くかどうか（争点②）、を検討する。

ア 争点①について

まず、WC 規則 2.2.4 条の文言及び趣旨に照らすと、各大陸別カップ A を含む各 COC 総合優勝者が翌シーズンのワールドカップ第 1 ピリオドにおいて個人として追加出場枠を有すること、並びに当該枠が「*nominative*」であり他の選手に代替し得ないことは明らかである。この点からすれば、申立人が 各大陸別カップ A 総合優勝者として個人の出場枠を付与されていること、及び被申立人が他の選手をもって当該枠を利用することはできないことは、FIS 規則上の前提として認められる。

もっとも、ICR 215.3 条が明示するところによれば、国際大会へのエントリーを行う権限は National Ski Association に専属しており、個々の選手が FIS に対し直接エントリーを行う制度は採用されていない。ワールドカップへの参加は、日本代表チームとしてのエントリーの中に組み込まれる形で行われ、チームとしての指導・管理・医科学サポート・安全確保等に対する責任も被申立人が負うことになる。

このような国際大会等への参加・登録の仕組みの下では、各大陸別カップ A 総合優勝者の追加枠は、あくまで「その選手をワールドカップ第 1 ピリオドに出場させ得る資格を付与する」ものであって、被申立人に対し、いかなる事情の下でも当該選手を必ず派遣することを義務づける具体的な属人的権利を付与したものとまでは解することはできない。

国際大会等に代表選手を派遣することについては、公平・公正で明確な選考基準、財源の確保と効率化、包括的なサポートのほか、複数の大会を見据えた中長期的な戦略的な選手育成・強化プランの観点から、国内スポーツ連盟に一定の自律性・自主的判断が認められること、及び仲裁機関はその裁量を尊重すべきであるとの上記で述べたスポーツ仲裁における判断の基準に照らすと、被申立人が、自ら策定した参戦基準に基づき、日本代表チームとして総合的なチーム戦略、他の国際大会との調整、予算及び人的資源の制約等を考慮した上で、各大陸別カップ A 総合優勝者である申立人を本件大会に派遣しないとの判断を行ったとしても、そのことのみをもって直ちに裁量権の逸脱・濫用があるとか、著しく合理性を欠くとまでいうことはできない。

また、本件参戦基準は 2025 年 8 月に公表されており、その後、申立人を含む選手は当該基準を前提として同シーズンの準備を進めてきたと認められるところ、申立人が本件決定直前の 2025 年 10 月 28 日まで本件参戦基準の内容や合理性についてとくに異議を述べていないことも考慮すると、被申立人が当該基準に基づき本件決定を行ったことそれ自体に、手続的な不公正や著しく合理性を欠く特段の事情があったということもできない。

以上を総合すると、申立人が FIS のクロスカントリーワールドカップ競技規則 2.2.4 条に従い、前年度の各大陸別カップ A 総合優勝者として個人の出場資格を有していることを踏まえても、被申立人が本件参戦基準に基づき申立人を本件大会に派遣しないと判断し

た本件決定は、好成績を収め得る選手をワールドカップに派遣するという被申立人の目的と、自ら策定した参戦基準の趣旨に則ったものであり、被申立人に認められた裁量権の範囲の濫用や逸脱があるとはいえず、したがって、著しく合理性を欠くとまで認めることはできない。

イ 争点②について

次に、本件参戦基準のうち、各大陸別カップ A カップリーダーに対して「対象レース全て日本人 5 位以内」という要件を課したことの合理性について検討する。

前記のとおり、国際主要大会参戦基準は、そのシーズンにおける国際大会の日程、オリンピックや世界選手権等の位置づけ、選手層の厚み、予算・スタッフ等のリソース、チームとしての戦略目標等を総合的に考慮して、シーズンごとに策定されるものであり、前シーズンからの変更があったからといってただそのことだけを理由に当然に不合理となるものではない。

被申立人は、a. 各大陸別カップ A が東アジアを中心とする大陸大会であり、世界トップ選手が参加するワールドカップ等と比較して競技レベルや大会の位置づけが異なること、b. 前シーズンの各大陸別カップ A 優勝は、あくまで前シーズン終了時点までの成果であり、ワールドカップ第 1 ピリオドまでに約 1 年の時間的隔たりがあることから、その間の競技力の維持・向上を確認する必要があること、c. 2025/2026 シーズンは、オリンピックをはじめ複数の主要国際大会が重なる重要なシーズンであり、限られた予算とスタッフの中で、メダル獲得や入賞の可能性の高い選手、及び将来有望な若手選手に重点的に機会を与える必要があること、d. 前年度基準では、各大陸別カップ A 優勝者は他の優先順位の選手によって出場枠が埋まってしまえば自動的にワールドカップに参加できない取扱いであったのに対し、本件参戦基準では、一定の追加要件を満たせば 各大陸別カップ A 優勝者にもワールドカップ参加の道が開かれるよう配慮していること、e. 申立人に対しても、対象レースにおいて所定の成績を収めることでワールドカップ出場の可能性が残されており、実際に同様の条件の下で女子各大陸別カップ A 優勝者がワールドカップ出場に向けて準備を進めていること等を主張している。

確かに、本件での申立人の前シーズンでの各大陸別カップ A の総合優勝の成績は、一定程度尊重されるべきであるが、被申立人によるワールドカップ直前の選手の競技力の確認と併せた、競技力の維持・底上げという戦略的な観点からの「対象レースにおいての日本人選手 5 位以内」という追加要件の加重が、その目的との関係でそれなりの合理性を欠くとまでは判断できない。

また、被申立人の競技本部は、第 25 回オリンピック冬季競技大会（2026／ミラノ・コルティナ）に向けて、選手派遣基本方針を策定し、日本代表選手団の編成方針として、「原則として、本大会及び次回大会で金メダルを含むメダル獲得および入賞の可能性が高い選手」を条件と定め、限られた予算と人員の中で、最大限の成果を出すことを求められるとともに、他方で、参加選手に対する包括的なサポートやケアに伴う被申立人やスタッフの負担等の制度上、運用上の制約や限界が存在することも認めざるを得ない。

さらには、被申立人は、2025 年 11 月 28 日に開催されるワールドカップの開幕戦であるルカ大会について、申立人のエントリー手続自体は進めており、2025 年 11 月 23 日にイエリバレで開催される 10km フリーにおいて申立人が条件を満たした場合、手続的には、申立人が 11 月 28 日のワールドカップ開幕戦に十分に参加できる状況にあることも認められ

る。

これらの点に照らせば、本件参戦基準が、各大陸別カップ A 優勝者の競技力の維持・底上げを促しつつ、限られた枠の中で国際大会での成果を最大化するという目的の下で策定されたものであることがうかがわれ、各大陸別カップ A 優勝者に対し追加的な成績要件を課すことは、FIS 規則に明示的に禁止されているわけではなく、その内容が著しく合理性を欠くものであるとまではいえない。

したがって、申立人にとって、前年度基準に比して本件参戦基準が不利益な変更となっていることは否定し難いが、そのことのみをもって、被申立人が制定した本件参戦基準自体が法秩序に反し、あるいは著しく合理性を欠くと評価することは困難である。スポーツ競技における代表選手選考・派遣基準は、その時々の国際競技情勢やチーム事情に応じて見直しが行われる性質のものであり、また、中長期的な戦略に基づき代表チームの編成の在り方、強化方針等を見直す必要もあって、一定の範囲内で国内競技団体の合理的な裁量に委ねられているといわなければならない。

以上の事情を総合すると、本件参戦基準が、各大陸別カップ A 優勝者に対して「対象レース全て日本人 5 位以内」という条件を課していることは、被申立人に認められた正当な裁量権の範囲内のものであり、前年度からの変更や要件の加重が加えられたとしても、基準が法秩序に違反し、又は著しく合理性を欠くとまではいえない。

第 7 結論

以上検討したとおり、

- ① 本件決定は、被申立人が自ら策定した本件参戦基準の趣旨に則り、日本代表チームとしての戦略、国際大会の状況、選手層、予算・人的体制等を踏まえて行ったものであり、被申立人の裁量権の範囲を超えて著しく合理性を欠くものとまでは認められないこと、
- ② 本件参戦基準自体も、各大陸別カップ A 優勝者の競技力確認及びチーム全体としての成果最大化という目的の下で策定されたものであって、法秩序に反し、又は著しく合理性を欠くとまでは評価できないことが認められる。

したがって、申立人の本件仲裁申立ては、いずれの点についても理由がないから棄却すべきものと判断し、また、その結果に照らし仲裁費用は申立人の負担とするのが相当である。

よって、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

第 8 付言

本件のように、国内スポーツ競技団体の競技本部やナショナルチーム等の強化部門は、日本代表選手団の編成方針や派遣推薦基準等を定め、メダル獲得及び入賞可能性の高い選手を選出することを旨とし、また、国際主要大会参戦基準等を策定して、最大の成果を挙げることと、選手の出場の機会の確保のバランスをとるよう努力していることは認める。しかしながら、代表選手選考基準や代表編成方針、国際大会参戦基準等は、代表を目指し夢を追い求め、晴れのオリンピック・パラリンピック等の国際舞台への参加を目指して日々

精進している選手にとっては、その変更や見直しはきわめて重大な影響を及ぼすものであつて、事前の丁寧な説明や納得できる理由の開示公表が不可欠である。今後、同様の紛争が生じないように、スポーツの競技力の向上だけでなく、選手・コーチ・監督等、関係者が一丸となって協力協働できるよう相互理解とコミュニケーションの回復に努めていただけることを強く望む。

以上

2025年11月20日

スポーツ仲裁パネル
仲裁人 棚村 政行

仲裁地 東京

(別紙表)

Competition Date 競技日	Place 開催地名	Nation 開催国	Discipline 種目	Codex コーデックス
2025/11/28	Ruka	FIN	Classical	2204
2025/11/29	Ruka	FIN	Sprint	2206
2025/11/30	Ruka	FIN	Others	2210
2025/12/5	Trondheim	NOR	Sprint	2214
2025/12/6	Trondheim	NOR	Others	2218
2025/12/7	Trondheim	NOR	Others	2212
2025/12/13	Davos	SUI	Sprint	2224
2025/12/14	Davos	SUI	Others	2228

(別紙)

仲裁手続の経過

1. 2025年11月11日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「申立書補充書」「委任状」「証拠説明書」及び書証（甲第1～7号証）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月12日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。また、機構は、事態の緊急性に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、規則第50条第1項及び第3項に基づき、本件を緊急仲裁手続によること、及びスポーツ仲裁パネルを構成する仲裁人を1名とすることも併せて決定した。
3. 同月14日、機構は、仲裁人として棚村政行を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、棚村政行は仲裁人就任を承諾し、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審問の詳細及び申立人に対する書証の提出要請に関して、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
4. 同月16日、申立人は、機構に対し、「証拠説明書」及び書証（甲8）を提出した。
5. 同月17日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「尋問申請書」「証拠説明書」及び書証（乙1～10）を提出した。
6. 同月18日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人に対する証明、審問の出席者予定者、証人の採用に関して、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
7. 同月19日、申立人は、機構に対し、「主張書面」「証拠説明書」及び書証（甲9～11）を提出した。
同日、被申立人は、機構に対し、「証拠説明書」及び書証（乙11,12）を提出した。
同日、申立人は、機構に対し、「証拠説明書」及び書証（甲12）を提出した。
同日、オンラインにて審問が開催された。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 竹下 啓介
(公印省略)